

<研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容>

**1. 提出書類**

以下の書類を提出する。

- ・研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容を記載した資料（項番2を参照し、作成する）
- ・その担当者が常勤の従業員または役員であることを証する書類

**2. 研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容の資料**

作成時には、下表を参考に作成する。

| 項目     | 記載のポイント  | 備考   |
|--------|--|--|
| 担当者名   | —  | —  |
| 略歴     | 担当者が新事業の専門的な知識や実務経験を、どのように習得したのかが分かるように、学歴や職歴を記載する。                            | (記載例)<br>〇年～〇年：△△大学 〇〇の知識を習得<br>〇年～〇年：△△会社 〇〇の〇〇業務に従事し、〇〇の専門知識を取得。 |
| 担当業務内容 | どのような新事業活動を行なっているのかを、「具体的かつ詳細」に記載する。<br>・新規性の製品やサービス、開発の内容<br>・新しい販路開拓の詳細内容 など | (NG例)<br>・当社において新製品の開発を担当しています。 など                                 |

**3. 常勤の従業員または役員であることを証する書類**

|        | 対象者  | 提出書類（例）  | 備考  |
|--------|--|--|---|
| 常勤の従業員 | 従業員のうち、正規社員であること。<br>「解雇の予告を必要とする者」かつ<br>「期間が定められていない労働者」  | 賃金台帳<br>(雇用契約書や労働条件通知書等の提出が必要な場合もある)   | ・従業員とは、「毎月」「最低賃金以上の賃金」が「金銭により」労働対価として支払われていること。<br>・パート、アルバイト、外部委託者、出向者、契約社員などの非正規社員は該当しない。 |
| 常勤の役員  | ・「登記事項証明書」において「取締役」か「執行役」の記載があること。<br>・以下のいずれかの場合<br>①社会保険に加入しているかつ1か月の勤務日数が12日以上あること。<br>②専従していること。<br>③（他社と兼務している場合など）自社における勤務が主たる活動であること。 | ①の場合<br>賃金台帳など<br>②の場合<br>「2. 新事業活動従事者の略歴」<br>(専従であることがわかるように記載)<br>③の場合<br>12日以上通勤していることがわかる書類<br>・交通系電子マネー（SuicaやPASMOなど）の履歴<br>・日付の入った駐車に関する証憑<br>・対象の役員の自宅が会社である<br>・その月の業務日報 など |   |